

熱海市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の表水道事業の項(2)中「38,100人」を「3万5,600人」に改め、同項(3)中「50,000立方メートル」を「4万3,700立方メートル」に改め、同表下水道事業の項(2)中「26,800人」を「2万6,800人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。